

自己負担限度額(70歳以上75歳未満の方)

		所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	年間上限(8月～翌年7月)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得690万円以上 (限度額認定証の発行なし)	270,300円+(医療費の総額－901,000円)×1% 【140,100円】*1		168万円
	Ⅱ	課税所得380万円以上 690万円未満	179,100円+(医療費の総額－597,000円)×1% 【93,000円】*1		111万円
	Ⅰ	課税所得145万円以上 380万円未満	85,800円+(医療費の総額－286,000円)×1% 【44,400円】*1		53万円
一般 (限度額認定証の発行なし)			22,000円 〈年間上限 216,000円〉*2	61,500円 【44,400円】*1	53万円 ※3
非課税世帯	低所得Ⅱ		11,000円 〈年間上限 96,000円〉*2	25,700円 【24,600円】*1	29万円
	低所得Ⅰ		8,000円	15,700円	18万円

*1 【 】内は過去12か月間で限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

*2 8月から翌年7月までの累計額

*3 年収約200万円までの区分と確認できた場合は41万円(償還払い)

・同じ世帯、個人単位で自己負担限度額を超える金額を支払った場合は合算できます。

・75歳到達月は、国民健康保険の限度額は2分の1になります。